平成28年度社会福祉法人南島原市社会福祉協議会

事業計画

基本方針

1. 社会保障制度改革が進められている中、社会福祉を取り巻く環境は大きく変わろうと しています。医療、介護、年金、生活保護などの社会保障費が将来にわたり増大する傾 向にあり、国及び地方自治体への財政負担が大きくなりました。

国においては、団塊世代が後期高齢者を迎える 2025 年(平成 37 年) に向けて「地域包括ケアシステム」と「費用負担の公平化」を柱とした介護保険制度の改正を行いました。中でも介護予防対策として予防給付(訪問介護、通所介護)を平成 29 年度までに総合事業(地域支援事業)へ移行することとしています。南島原市においても保険者(島原地域市町村圏組合介護保険課)は、平成 29 年度の実施を計画されています。

また、障害福祉サービスは、潜在化する福祉ニーズに対し、制度的には存在しても実態としての事業が乏しく、また、様々な障害特性に応じてサービスを提供するために相応の知識や経験が必要となりますが、介護保険サービスと比較すると厳しい運営が余儀なくされています。

さらに、生活困窮者への支援は、厳しい社会情勢のもとで失業等により生活困窮が広がっている状況をふまえ、生活再建に向け、生活困窮者支援法に基づき、専門の相談窓口が設置されています。

このように、社会福祉分野においてさまざまな制度改正がなされている中、南島原市 社会福祉協議会では、これら制度改正・計画見直しに柔軟に対応する一方で、地域福祉 活動を推進する中核的な推進機関として、市民主体を旨として福祉事業の展開や住民参 加型による自助・互助・共助・公助の地域福祉活動を計画し実施するとともに、市民の 誰もが安心して暮らすことが出来る福祉のまちづくりを目指します。

- 2. この使命を達成するために、社協の事業は以下の理念に基づき展開します。
 - ① 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現 地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者 本位の福祉サービスを実現していきます。
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動(インフォーマルなサービスや活動も含む)と保健、医療、教育などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、小地域の特性を生かした新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に挑戦していきます。

事業実施計画

1. 法人運営組織、機能の強化

(1) 透明性の高い法人運営

社会福祉法人制度をめぐる動向を踏まえ、「信頼」「信念」「責任」と南島原市社会福祉協議会職員としての行動規範を旨として、会務運営や財政活動等における法令遵守のさらなる徹底や、情報公開を促進することにより、透明性の高い法人運営を進めます。

(2) 持続可能な財政運営

基金や積立金の安定的な運用を図るとともに、支所を含めた効率的な会計処理を構築することによる業務の省力化と、利用料や助成の確保、経費削減により持続可能な財政運営を進めます。

(3) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

・本会監事による監査(原則として年2回)

(4) 役員等の改選

任期満了に伴う役員及び評議員の改選について、他団体への推薦事務等を適切に行い、法人 運営に支障が出ないように選任を進めます。

- 理事及び監事の任期(平成28年8月31日)
- ・評議員の任期(平成28年7月31日)
- (5)情報公表

市民からの信任を得られる法人であるために、適正な財務諸表及び現況報告書等のインターネットでの公表を行い、財務状況の透明性を高めます。

(6) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令に基づき、コンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

(7)職員研修の実施及び外部研修への参加

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。また、外部機関が実施する担当業務または階層別研修に必要に応じて参加します。

(8) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

- (9) 指定管理施設の管理運営
 - ① 加津佐総合福祉センターの管理運営
 - ② 深江ふれあいの家の管理運営

- ③ 布津福祉センターの管理運営(湯楽里)
- ④ 老人福祉センターの管理運営(口之津・北有馬・西有家・有家)
- ⑤ デイサービスセンターの管理運営(口之津・有家・布津)

2. 地域福祉活動の推進

行政及び関係機関(民児協)並びに関連福祉団体との協力を得ながら、市民のニーズを常に正確に とらえ、「地域に密着した福祉の連携づくり」を目標とし、下記を主な項目として推進する。

- (1) 第2期南島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の協働による取り組みの実施
- (2) 地区懇談会、地域福祉推進委員会、地域支援連絡会の開催
- (3) 福祉総合相談事業の実施
 - ① 心配ごと相談所の開設(各地区、月2回)
 - ② 弁護士による無料法律相談の開設(年6回)
- (4) 日常生活自立支援事業の推進
- (5) 成年後見センター事業の実施
- (6) ハートの日「ふれあい社協IN南島原」の開催
- (7) 結婚サポートセンターの運営
- (8) 健康づくり推進事業の実施
- (9) ふれあいしめ縄作り事業の実施
- (10) 長縄跳び大会の実施
- (11) 歴史講座事業の実施
- (12) 地域福祉講演会事業の実施
- (13) 福祉体験学習の実施
- (14) 民生委員児童委員協議会との連携
- (15) 共同募金・日赤事務局、各種募金活動への協力
- (16) 戦没者慰霊奉賛会、連合遺族会の事務局
- (17) 地域福祉活動の調査、研究
 - ・困窮世帯、孤立世帯等の実態把握・福祉ニーズ調査の実施
- (18) 関係団体・機関・施設との連携、協力
 - 地区会長、民児協、社協合同会議の開催

3. 地域支援事業・保健事業の推進

高齢者が介護予防の知識を習得し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、下記を 主な項目として推進する。

- (1) 一次予防事業(南島原市機能訓練教室)の受託(広域)
- (2) 二次予防事業 (通所型介護予防事業) の受託 (広域)
- (3) 食の自立支援事業の受託(南島原市)
- (4) 家族介護教室の受託(広域)
- (5) 高齢者生きがいづくり教室事業の受託(広域)

4. 介護保険事業の効率的経営

南島原市全体を視野に入れた事業を推進し、介護事業所の充実と強化を図り、効率的な経営を図る。

- (1) 居宅介護(予防)支援事業の実施
- (2) 訪問介護(予防)事業の実施
- (3) 訪問入浴介護(予防)事業の実施
- (4) 通所介護 (予防) 事業の実施の実施
- (5) 要介護認定調査の受託事業の実施

5. 老人福祉活動の推進

これからの高齢社会について、「安心して暮らせるまちづくり」を目標とし、下記を主な項目として推進する。

- (1) 毎日型配食サービス事業の受託及び南島原市社協配食サービス事業の実施
- (2) ふれあい型配食・会食サービス事業の実施
- (3) お助け袋配布事業の実施
- (4) 自主グループ交流事業の実施(バッゴー大会)
- (5) 一人暮らし高齢者暑中見舞い・年賀状配布事業の実施
- (6) 世代間交流事業の実施
- (7) 絵手紙教室の開催
- (8) クラフトテープ教室
- (9) 独居高齢者の集いの開催(5回)
- (10) グラウンドゴルフ普及支援事業の実施
- (11) 高齢者仲間づくり教室の開催
- (12) ふれあい交流会の開催
- (13) 高齢者実態把握調査の実施
- (14) 赤い羽根杯老人クラブグラウンドゴルフ大会の開催
- (15) サロン支援事業の開催(地区公民館)
- (16) 高齢者パソコン教室の開催
- (17) 自主グループバッゴー交流大会の開催(東部地区・南部地区)
- (18) ペタンク大会支援事業の実施
- (19) 介護用品の貸与事業の実施
- (20) 自主グループの支援、協力
- (21) 一人暮らし高齢者等の見守り活動
- (22) 老人福祉活動の調査、研究
- (23) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

6. 障害者福祉活動の推進

障害者のだれもが、地域の中で一緒に生活をし、社会参加を促せるよう下記を主な項目として推進する。

- (1) 障害福祉サービス事業の実施
- (2) 地域活動支援センターの受託運営(南島原市)

- (3) 視聴覚障害者生活訓練等事業の受託運営(南島原市)
- (4) 東部障害者外出支援の実施
- (5) 介護用品の貸与事業
- (6) 障害者福祉活動の調査、研究
- (7) 関係団体・機関・施設等との連携・協力

7. 児童福祉活動の推進

これからの南島原市を担う子どもたちのため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 防犯ブザー配布事業の実施
- (2) ちびっこ防災体験
- (3)世代間交流かるた取り大会の開催
- (4) しめ縄&餅つきの開催
- (5) 長崎っ子週間交流事業援助
- (6) 布津ファミリンピックへの参加
- (7) 児童と高齢者の伝承遊びの開催
- (8) キッズフェスタの開催
- (9)親子しめ縄作りの開催
- (10) 育児サークルの開催
- (11) 子供クッキングの開催
- (12) サマーキャンプの開催
- (13) ゆかいなコンサートの開催
- (14) 親子ふれあい思い出ツアーの開催
- (15) 職場体験事業の実施
- (16) 子育てサロンの支援、協力
- (17) 福祉体験・交流学習の支援
- (18) 児童福祉活動の調査、研究
- (19) 児童福祉週間啓発活動
- (20) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

8. 養育支援訪問事業

養育者が子育てに不安や孤立感を抱え込まないように、下記を主な項目として推進する。

(1) 南島原市養育支援訪問事業の受託

9. ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの機能の充実と強化を図るため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 市民活動支援センターの機能強化
- (2) 南島原市災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- (3) 南島原市ボランティア連絡協議会支援
- (4) 災害ボランティア養成講座の開催
- (5) ボランティア基礎研修の開催

- (6) 音訳・点訳ボランティア養成講座の開催
- (7) ボランティア養成講座(絵手紙)の開催
- (8) 福祉活動推進校の指定
- (9) 自主グループ支援サポーター養成講座の開催
- (10) 出前福祉講座の実施
- (11) ボランティアの支援、登録・斡旋と保険の加入促進
- (12) ボランティア活動の調査、研究
- (13) 関係団体・機関・施設等との連携、協力

10. 低所得者福祉対策の推進

自立した生活を助長するため、下記を主な項目として推進する。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の受託
- (2) 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業の受託
- (3) 南島原市福祉資金の貸付事業

11. その他の事業

- (1) ホームページの更新
- (2) 広報誌「ひまわり」の発行(年6回)
- (3) 門松カード配付事業
- (4) 軽スポーツ用品等の貸与事業
- (5) 思い出夜市ふれあいチャリティー参加
- (6) ふれあいスポーツ大会の開催
- (7) 防災研修の開催
- (8) 24 時間テレビ募金活動・浜んこら祭り参加
- (9) ふれあいまつりへの参加
- (11) 救急法講習会の開催
- (12) 関係機関、団体等の行う大会及び会議への参加協力
- (13) 人材育成のために各機関が行う実習等の受け入れ、協力
- (14) 研修事業への積極的参加による資質の向上
- (15) 関係団体・機関・施設等との連携、・協力

平成28年度

事業計画書(案)

社会福祉法人 南島原市社会福祉協議会